

I 調査の概要

1 令和元年度体力・運動能力調査実施要項

(1) 調査の目的

国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得る。

(2) 調査対象と人員（すべての年齢は調査実施年度の4月1日現在のものとする）

ア 小学生

①調査対象

公立小学校全学年（6歳～11歳）の男女児童

②調査人員

調査対象校の1校当たりの調査対象児童数は、第1表に示すとおりである。

③標本学校数とその抽出法

全国47都道府県を調査対象とする。

各都道府県教育委員会は、学校基本調査（指定統計第13号）に用いる学校調査番号総数を調査実施校数3で除し、抽出間隔となる数値（整数）を求め（小数点以下切捨）、この抽出間隔となる数値以下の1つの数値を無作為に選び、第1番目の抽出番号とする。順次これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校数分（3校）の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校調査番号の公立小学校3校を抽出する。

なお、調査対象校において調査人員が確保できない場合は、次番号の学校で不足分を補う。

④標本抽出法

調査対象校においては、各学年1番目から順に調査対象数に見合う普通の学級を抽出し、その学級の全児童（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、児童名簿より男女それぞれ1番から順に調査対象に見合う数だけ抽出する。

イ 中学生

①調査対象

公立中学校全学年（12歳～14歳）の男女生徒

②調査人員

調査対象校の1校当たりの調査対象生徒数は、第1表に示すとおりである。

③標本学校数とその抽出法

全国47都道府県を調査対象とする。

各都道府県教育委員会は、学校基本調査（指定統計第13号）に用いる学校調査番号総数を調査実施校数3で除し、抽出間隔となる数値（整数）を求め（小数点以下切捨）、この抽出間隔となる数値以下の1つの数値を無作為に選び、第1番目の抽出番号とする。順次これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校数分（3校）の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校調査番号の公立中学校3校を抽出する。

なお、調査対象校において調査人員が確保できない場合は、次番号の学校で不足分を補う。

④標本抽出法

調査対象校においては、各学年1番目から順に調査対象数に見合う普通の学級を抽出し、その学級の全生徒（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、生徒名簿より男女それぞれ1番から順に調査対象に見合う数だけ抽出する。

ウ 高校生

①調査対象

公立高等学校（全日制）全学年（15歳～17歳）の男女生徒

公立高等学校（定時制）全学年（15歳～18歳）の男女生徒

②調査人員

調査対象校の1校当たりの調査対象生徒数は、第1表に示すとおりである。

③標本学校数とその抽出法

全国47都道府県を調査対象とする。

各都道府県教育委員会は、学校基本調査（指定統計第13号）に用いる学校調査番号総数を調査実施校数（全日制は3、定時制は2）で除し、抽出間隔となる数値（整数）を求め（小数点以下切捨）、この抽出間隔となる数値以下の1つの数を選ばず、第1番目の抽出番号とする。順次これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校数分（全日制は3校、定時制は2校）の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校調査番号の公立高等学校（全日制）3校及び公立高等学校（定時制）2校を抽出する。

なお、調査対象校において調査人員が確保できない場合は、次番号の学校で不足分を補う。

④標本抽出法

調査対象校においては、各学年1番目から順に調査対象数に見合う普通の学級を抽出し、その学級の全生徒（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、生徒名簿より男女それぞれ1番から順に調査対象に見合う数だけ抽出する。

エ 高等専門学校学生

①調査対象

国立工業高等専門学校第4、第5学年（18歳、19歳）の男子学生。

②調査人員

調査対象となる学校及び学生数は、第2表に示すとおりである。

③標本抽出法

調査対象校においては、各学年1番目から順に調査対象数に見合う学級または学科を抽出し、その学級または学科の全学生（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、学生名簿より1番から順に調査対象に見合う数だけ抽出する。

オ 短期大学生

①調査対象

公（私）立短期大学全学年（18歳、19歳）の女子学生

②調査人員

調査対象となる短期大学及び学生数は、第3表に示すとおりである。

③標本抽出法

調査対象となる短期大学においては、各学年1番目から順に調査対象数に見合う学級または学科（体育専攻学生は除く。）を抽出し、その学級または学科の全学生（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、学生名簿より1番から順に調査対象に見合う数だけ抽出する。

カ 大学生

①調査対象

国立大学第1, 第2学年(18歳, 19歳)の男女学生。

②調査人員

調査対象となる大学及び学生数は, 第4表に示すとおりである。

③標本抽出法

調査対象となる大学においては, 各学年1番目から順に調査対象数に見合う学級または学科(体育専攻学生は除く。)を抽出し, その学級または学科の全学生(テストを実施することが困難と認められる者は除く。)が実施者となるよう配慮する。テスト実施後, 学生名簿より男女それぞれ1番から順に調査対象に見合う数だけ抽出する。

キ 成年

①調査対象

20歳~64歳の男女(5歳ずつの年齢区分で対象とする。)

②調査人員

全国47都道府県を調査対象とし, その標本数は第5表に示すとおりである。

③標本抽出法

各都道府県教育委員会は, 第5表に示された対象数を特定の地域・職場に偏らないように調査人員を配分する。

調査対象の配分に当たっては, 調査対象が特定の性, 年齢, 職業などに偏らないように十分配慮する。

それぞれの地区または職場(部, 課, 班)においては, そこに所属する該当者全員(テストを実施することが困難と認められる者は除く。)が実施者となるように配慮する。テスト実施後, 調査対象数を無作為に抽出する。

ク 高齢者

①調査対象

65歳~79歳の男女(5歳ずつの年齢区分で対象とする。)

②調査人員

全国47都道府県を調査対象とし, その標本数は第5表に示すとおりである。

③標本抽出法

各都道府県教育委員会は, 第5表に示された対象数を特定の地域に偏らないように調査人員を配分する。

調査対象の配分に当たっては, 調査対象が特定の性, 年齢などに偏らないように十分配慮する。

(3) 調査実施の時期

ア 小学生・中学生・高校生は調査実施年度の5月~7月

イ ア以外は調査実施年度の5月~10月

(4) 調査の内容と方法

ア 小学生は「新体力テスト実施要項(6歳~11歳対象)」(別添), 中学生・高校生及び高等専門学校・短期大学・大学の学生は「新体力テスト実施要項(12歳~19歳対象)」(別添), 20歳~64歳の成人は「新体力テスト実施要項(20歳~64歳対象)」(別添), 65歳~79歳の高齢者は「新体力テスト実施要項(65歳~79歳対象)」(別添)により実施する。

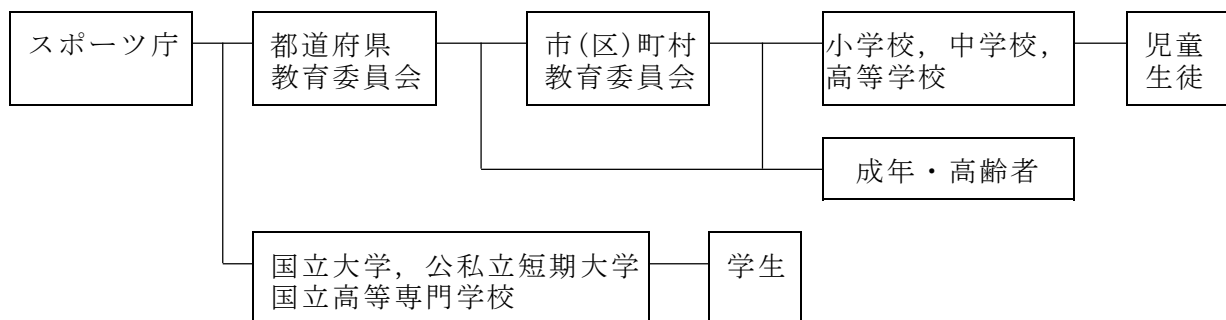
イ 身長, 体重を計測する。ただし, 小学生, 中学生, 高校生, 並びに高等専門学校, 短期大学及び大学の学生については, 調査実施年度の定期健康診断における測定値を利用する。

(5) 記録について

- ア スポーツ庁で配布する記録用紙を用い、その記入に当たっては、記録用紙の「記入上の注意」にしたがって該当事項を記入する。
- イ 記入は、原則として測定者（調査員）が行う。

(6) 調査系統、記録用紙の送付及び提出期限について

- ア 調査系統は次のとおりとする。



- イ 記録用紙は、性別、年齢別にまとめて次のように送付する。

- ①「記録用紙」はスポーツ庁から各都道府県教育委員会及び関係機関を通じて各調査対象あて配布する。なお、高等専門学校、短期大学、大学についてはスポーツ庁から直接配布する。
- ②小学生、中学生、高校生、成年、高齢者を対象にして調査した学校及び市（区）町村教育委員会は、「記録用紙」に間違いや未記入のないことを確かめた上、「性・年齢別提出記録用紙数一覧表」（別記様式1）を添え、小学生・中学生・高校生分については、8月7日までに、またそれ以外は11月6日までに当該都道府県教育委員会へ提出する。
- ③各都道府県教育委員会は、提出された「記録用紙」と「性・年齢別提出記録用紙数一覧表」（別記様式1）を取りまとめ、小学生・中学生・高校生分については、8月31日（必着）までに、またそれ以外は11月30日（必着）までにスポーツ庁健康スポーツ課あて送付する。
- ④高等専門学校、短期大学、大学においては、「記録用紙」に間違いや未記入のないことを確かめた上、「性・年齢別提出記録用紙数一覧表」（別記様式1）を添えて11月30日（必着）までにスポーツ庁健康スポーツ課あて送付する。

(7) 集 計

すべての統計的処理は、スポーツ庁において機械集計で行う。

(8) 結果の公表

本調査の結果は、調査年度ごとに調査報告書その他刊行物によって公表する。

(9) 調査票の保存期間

集められた調査票及び実査に用いた関係書類は、機械審査終了後すみやかに廃棄し、調査票の記載内容が収録された磁気媒体は公表の日から5年間保存する。

なお、これらは統計法第40条第1項の適用を受けることから、この調査の目的以外に使用することを禁ずる。

第1表 公立小学校，中学校，高等学校1校当たりの標本数

学 校	対象の学年 と年齢	1 年 齢 当 たり	性別内訳		1 学 校 当 た り の 標 本 数	
			男子	女子		
公 立 小 学 校	第1学年6歳	16	8	8	96	
	第2学年7歳	16	8	8		
	第3学年8歳	16	8	8		
	第4学年9歳	16	8	8		
	第5学年10歳	16	8	8		
	第6学年11歳	16	8	8		
公中 学 立校	第1学年12歳	20	10	10	60	
	第2学年13歳	20	10	10		
	第3学年14歳	20	10	10		
公 立 高 等 学 校	全日制 課程	第1学年15歳	18	9	9	54
	定時制 課程	第2学年16歳	18	9	9	
		第3学年17歳	18	9	9	
公 立 高 等 学 校	定時制 課程	第1学年15歳	4	2	2	16
		第2学年16歳	4	2	2	
		第3学年17歳	4	2	2	
		第4学年18歳	4	2	2	

第2表 国立高等専門学校標本数（男子18歳，19歳）

区 分	1 高 専 当 た り の 総 標 本 数	標 本 数	
		18歳	19歳
函 館 工業高等専門学校	40	20	20
一 関 工業高等専門学校	40	20	20
福 島 工業高等専門学校	20	20	0
茨 城 工業高等専門学校	60	20	40
小 山 工業高等専門学校	20	20	0
木 更 津 工業高等専門学校	60	20	40
長 岡 工業高等専門学校	40	20	20
鳥羽商船 高等専門学校	40	20	20
鈴 鹿 工業高等専門学校	40	20	20
広島商船 高等専門学校	60	20	40
宇 部 工業高等専門学校	20	20	0
大島商船 高等専門学校	40	20	20
香 川 高等専門学校	40	20	20
熊 本 高等専門学校	40	20	20
大 分 工業高等専門学校	40	20	20
計	600	300	300

第3表 公（私）立短期大学の標本数（女子18歳，19歳）

区 分	1 短大当たりの 総 標 本 数	標本数	
		18歳	19歳
盛岡大学短期大学部	90	30	60
清和大学短期大学部	90	30	60
湘北短期大学	60	30	30
金沢学院短期大学	60	30	30
松本短期大学	60	30	30
滋賀短期大学	60	30	30
常磐短期大学	60	30	30
兵庫庫大学短期大学部	60	30	30
福岡女子短期大学	30	30	0
長崎短期大学	30	30	0
計	600	300	300

第4表 大学の標本数（男子・女子18歳，19歳）

区 分	1 大学 当たりの 総標本数	男 子			女 子		
		1 大学当た りの標本数	標本数		1 大学当た りの標本数	標本数	
			18歳	19歳		18歳	19歳
室蘭工業大学	80	40	20	20	40	20	20
小樽商科大学	70	40	20	20	30	20	10
帯広畜産大学	60	30	30	0	30	30	0
北見工業大学	50	50	20	30	0	0	0
宮城教育大学	80	40	20	20	40	20	20
秋田大学	80	40	20	20	40	20	20
筑波大学	120	60	30	30	60	30	30
千葉大学	130	60	30	30	70	30	40
東京農工大学	120	60	30	30	60	30	30
福井大学	50	25	10	15	25	10	15
信州大学	135	65	30	35	70	30	40
愛知教育大学	80	40	20	20	40	20	20
名古屋工業大学	80	40	20	20	40	20	20
滋賀大学	75	40	20	20	35	20	15
京都教育大学	40	20	10	10	20	10	10
大阪大学	140	70	30	40	70	30	40
兵庫教育大学	140	70	20	50	70	20	50
奈良教育大学	40	20	10	10	20	10	10
奈良女子大学	50	0	0	0	50	20	30
島根大学	120	60	30	30	60	30	30
岡山山大学	120	60	30	30	60	30	30
広島島大学	80	40	30	10	40	30	10
鳴門教育大学	40	20	10	10	20	10	10
香川大学	120	60	30	30	60	30	30
高知大学	40	20	20	0	20	20	0
福岡教育大学	120	60	30	30	60	30	30
熊本大学	140	70	30	40	70	30	40
計	2,400	1,200	600	600	1,200	600	600

第5表 成年・高齢者の1都道府県当たりの人数

年齢区分		男子	女子	1都道府県当たりの標本数
成年	20～24歳	40	40	720
	25～29歳	40	40	
	30～34歳	40	40	
	35～39歳	40	40	
	40～44歳	40	40	
	45～49歳	40	40	
	50～54歳	40	40	
	55～59歳	40	40	
	60～64歳	40	40	
高齢者	65～69歳	20	20	120
	70～74歳	20	20	
	75～79歳	20	20	
計		420	420	840

(別記様式1) 令和元年度体力・運動能力調査 性・年齢別提出記録用紙数一覧表

() 都道府県 (大学・短大・高専)

	男子	女子	合計
6歳			
7歳			
18歳			
19歳			
合計			

	男子	女子	合計
20～24歳			
25～29歳			
70～74歳			
75～79歳			
合計			

2 調査票の回収状況

年 齢	区 分	調査標本数	回 収 数	回 収 率
6歳～11歳	小 学 校	13,536	13,512	99.8%
12歳～14歳	中 学 校	8,460	8,460	100.0%
15歳～17歳	高等学校（全日制）	7,614	7,605	99.9%
15歳～18歳	高等学校（定時制）	1,504	1,334	88.7%
18歳～19歳	高等専門学校（男子）	600	539	89.8%
	短期大学（女子）	600	481	80.2%
	大 学	2,400	2,331	97.1%
12歳～19歳 計		21,178	20,750	98.0%
20歳～64歳	成 年	33,840	23,034	68.1%
65歳～79歳	高 齢 者	5,640	5,640	100.0%
合 計		74,194	62,936	84.8%

（注）%数値は小数点以下第2位を四捨五入して表記してある。